

秋田港利用促進奨励金交付要綱
(秋田港コンテナ貨物利用拡大支援事業)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田港定期コンテナ航路（以下「秋田港コンテナ航路」という。）の利用拡大を図るため、コンテナ貨物で輸出入又は移出入を行う事業者等への奨励金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業者

国内に事業所を有し、かつ貨物を製造する者、自ら収集した貨物を輸送する者又は輸送貨物の受取者（個人事業者を含み、商社・物流業者は除く。）。

(2) 商社・物流業者

事業者に代わって貨物の輸送を行う者。

(3) T E U

20フィートコンテナ1本を1 T E Uとし、40フィートコンテナは2 T E Uとする。

(4) 秋田港実入りコンテナ取扱量

秋田県が公表する、秋田港における1月から12月の実入りコンテナ取扱量（速報値）をいう。

(交付団体)

第3条 秋田県環日本海交流推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する。

(奨励金の種類)

第4条 奨励金の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) コンテナ貨物の輸出入及び移出入支援（以下「コンテナ輸送支援」という。）

(2) 国内の陸送費支援（以下「陸送費支援」という。）

(対象期間)

第5条 奨励事業の対象期間は、奨励金交付決定日の属する年度（以下「対象年度」という。）とする。

(対象者)

第6条 奨励金の対象者は、秋田港コンテナ航路を活用し、対象年度に秋田港でコンテナ貨物の積み込み又は荷揚げを行い、かつ次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、商社・物流業者については、秋田港コンテナ航路の利用を実質的に決定し、事業者から承諾を得た場合に対象とする。

(1) コンテナ輸送支援

ア トライアル枠

対象年度の過去2ヵ年度に秋田港コンテナ航路を利用した輸出入または移出入を行った実績がなく、かつ対象年度に1TEU以上の輸出入または移出入（以下「トライアル輸送」という。）を行う者。ただし、翌年度以降も継続して秋田港コンテナ航路を利用する計画がある場合に限る。

イ 通常枠

対象年度に秋田港コンテナ航路を利用し、50TEU以上の輸出入または移出入を行う者。

(2) 陸送費支援

上記(1)に該当し、国内で陸送を利用する者。

(奨励金の交付額)

第7条 奨励金の交付額等は、対象年度の事業者、又は商社・物流業者のコンテナ取扱量及び実際に計上した経費に対して、次の各号に定めるとおりとする。ただし、奨励金の交付を受けようとする者（以下、「被奨励事業者」という。）の第8条に規定する事業計画の総額又は第12条に規定する申請の総額（以下、「申請総額等」という。）が対象年度の本事業予算額（以下、「予算額」という。）を超過する場合は予算額を申請総額等で除した割合により交付額を按分し、奨励金の額の内示又は交付決定における交付額とする。

(1) コンテナ輸送支援（トライアル枠）

1TEUあたり5万円で、上限は50万円とする。

(2) コンテナ輸送支援（通常枠）

次の基本額と加算額を合計した金額とする。

(ア) 基本額

取扱量に応じ、交付額を次のとおりとする。

取扱量	交付額
50～199TEU	50万円 ※99TEU以下は1TEUあたり5千円
200～499TEU	80万円
500～999TEU	120万円
1,000～4,999TEU	280万円
5,000～7,999TEU	500万円
8,000TEU以上	1,000万円

ただし、コンテナ取扱量が対象年度に公表される秋田港コンテナ取扱量の2割以上の対象者は、取扱量8,000TEU以上の区分を準用して交付する。

(イ) 加算額

過去3ヵ年度（令和4年度～令和6年度）における秋田港でのコンテナ貨物のうち、最も取扱量実績が多い年度と比較した増加量1TEUあたり5千円を加算する。ただし、過去3ヵ年度の全ての年度において秋田港コンテナ航路の利用実績がある場合に限るものとする。

(3) 陸送費支援

ア 対象経費

国内の陸送に要する経費で、1 T E Uから対象とする。

イ 1 T E Uあたりの限度額

貨物を搬出入した地点から秋田港（ターミナルゲート）までの距離に応じて次のとおりとする。

① 直線距離で30 km以上90 km未満：5 千円

② 直線距離で90 km以上：2 万円

ウ 交付限度額

上記イ①：トライアル枠・通常枠・・・50 万円

上記イ②：トライアル枠・・・100 万円、通常枠・・・50 万円

（事業計画書の提出）

第8条 被奨励事業者は、トライアル枠においてはトライアル輸送の実施前に事業計画書（様式第1号の1）を、通常枠においては対象年度の11月末日までに、事業計画書（様式第1号の2）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）コンテナ輸送支援（トライアル枠）においては、利用計画書（様式第8号）

（2）コンテナ輸送支援（通常枠）については、過去3ヵ年度の輸出入の状況が分かる書類（ただし、過去3ヵ年度に本奨励金の交付を受けた者は提出不要）

（3）商社・物流業者については、事業者による被奨励事業者確認書（様式第2号）

（奨励金の額の内示）

第9条 会長は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、第7条の規定に基づき被奨励事業者に対して奨励金の額を内示する。ただし、内示額は、事業計画書に記載された計画取扱量（以下「計画取扱量」という。）に対して担保する奨励金の額であり、交付額を確定するものではない。

（事業の中止）

第10条 被奨励事業者は、事業を中止しようとする場合は、事業中止申立書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 被奨励事業者は、会長から指示があった場合には、事業遂行状況報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（奨励金の交付申請）

第12条 第9条の奨励金の内示を受けた者は、計画取扱量に対する奨励金の額を上限として、事業の終了後に奨励金交付申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）実績内訳書（様式第6号）

（2）実績の根拠資料

（3）その他、会長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第13条 会長は、前条の申請書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、全ての事業の審査の終了後に、第7条の規定に基づき奨励金の額を確定し、被奨励事業者に対して交付決定の通知をするものとする。

（奨励金の請求）

第14条 被奨励事業者は、奨励金の交付決定の通知を受けた場合には、すみやかに請求書（様式第7号）により奨励金の請求を行うものとする。

（決定の取消）

第15条 会長は、被奨励事業者が次の各号の一に該当する場合は、奨励金の内示又は交付決定を取り消すことができる。

- （1）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- （2）奨励事業の施行方法が不適正であるとき。
- （3）奨励金の内示又は交付決定の条件に違反したとき。
- （4）前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（理由の提示）

第16条 会長は、奨励金の内示又は交付決定の取消しをするときは、被奨励事業者に対してその理由を示さなければならない。

（調査等）

第17条 会長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、被奨励事業者に報告をさせ、又は事務局員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。

（奨励金の経理等）

第18条 被奨励事業者は、奨励金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を奨励事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。これに伴い、秋田県環日本海交流推進協議会荷主定着化促進事業（荷主支援）奨励金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。
- 2 令和4年度については、ロシア連邦及びベラルーシ共和国との輸出入貨物は対象から除く。

附 則

この要綱は、令和４年１２月２８日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和５年５月２６日から施行する。
- ２ 令和５年度については、ロシア連邦及びベラルーシ共和国との輸出入貨物は対象から除く。

附 則

- １ この要綱は、令和６年６月７日から施行する。
- ２ 令和６年度については、ロシア連邦及びベラルーシ共和国との輸出入貨物は対象から除く。

附 則

- １ この要綱は、令和７年６月２４日から施行する。
- ２ 令和７年度については、ロシア連邦及びベラルーシ共和国との輸出入貨物は対象から除く。